

忠岡町第3次健幸づくり・食育推進計画策定支援業務 評価要領

1 評価基準

それぞれの選定委員が下記の評価の視点を元に、各評価項目を採点する。総合点数の最も高い点を得た者から順位を付けるものとする。

評価項目	評価の視点	配点
運営体制	<業務実績> ・過去の同種・類似の業務実績から、適切に業務を遂行する能力が見込まれるか。(調査業務のみはカウントしない。)	10
	<業務遂行体制> ・業務に対する組織体制・人員配置は適正であるか。また、業務の担当予定者が、当該業務に関する十分な実務経験を有しているか。	10
	<個人情報保護体制> ・プライバシーマークの取得及び更新歴等、個人情報保護の体制は適正であるか。	10
提案内容	<基本的事項> ・委託業務の趣旨を十分に理解し、現在の国の方針などを、法的根拠等を基に、正確に把握し、町と連携して委託業務を円滑かつ適切に遂行することが期待できるか。 ・忠岡町健幸づくり・食育推進計画における町のこれまでの取組や課題を認識するとともに、今後を見据えた計画策定の方針及び内容となっているか。	20
	<国等の動向把握> ・国や他の自治体の動向を踏まえた提案となっているか。	5
	<課題分析・施策反映> ・アンケート調査結果及び各種統計データを踏まえ、本町の地域課題を的確に把握・分析する手法が盛り込まれた内容になっているか。 ・アンケート調査結果及び各種統計データの分析を、次期計画の策定に適切に反映できる提案となっているか。	20
	<スケジュール管理> ・業務遂行に伴う明確なスケジュールの提案はできているか。	5
	<提案の独自性> ・町が仕様書に提示している以外のことについて、委託業務達成に有意義な独自の提案がされているか。	10
見積価格	<提示見積額（コスト）> ・提示見積額は適切で妥当性がある金額か。 価格点の満点 $\frac{\text{提案価格のうち最低価格}}{\text{（自社の提案価格）}}$ × (5点) ※小数点以下四捨五入	5
プレゼン 対応	プレゼンテーション（質疑応答含む）について ・分かりやすく的を射た内容となっているか。 ・質問に対し、適切な回答をしているか。	5
合 計		100

2 優先交渉権者の選定方法

- ・提出された企画提案書を基にプレゼンテーション等を通して、審査基準に基づき、忠岡町第3次健幸づくり・食育計画策定支援業務委託公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査を経て、当該業務について最適な者を優先交渉権者として選定する。
- ・委員会の審議は非公開とする。
- ・優先交渉権者は選定委員全員の合計点数の最高得点者とするが、最低基準点を満たしていない場合は優先交渉権者として選定しない。
- ・最低基準点は60点（満点の6割）×参加委員人数とする。
- ・全ての提案者の企画提案内容が最低基準点に満たない場合は、優先交渉権者なしとし、このプロポーザルは流会とする。
- ・最高得点者が2者以上いる場合、提案金額の安価な順で順位をつける。
- ・優先交渉権者が委託契約を締結できない何らかの事由が生じた場合、次順位以下となった企画提案者のうち、選定委員全員の合計得点が上位であった者から順に、委託契約についての交渉を行うものとする。
- ・企画提案者が1者の場合、当該提案が最低基準点以上であれば優先交渉権者として決定することができる。